

林業就業促進資金

新たに林業に就業しようとする人や、新たに林業技術者を雇用しようとする認定事業主に就業準備や就業研修に必要な資金を無利子で貸し付けます。

貸付対象者	認定事業主		新たに林業に就業しようとする者	
資金区分	就業研修資金	就業準備資金	就業研修資金	就業準備資金
貸付対象	就業に必要な林業の技術または経営方法を習得するための研修資金 1. 林業従事者確保育成基金における研修 2. 国内外の先進林家等における研修 3. 林業短期大学等における研修	林業に必要な移転、その他の事前活動に必要な資金 ・就業の準備に必要な就業先調査旅費、滞在費 ・移転費用 ・宿舍の敷金、礼金等 ・林業就業準備に必要な備品購入費用等	就業に必要な林業の技術または経営方法を習得するための研修資金 1. 林業従事者確保育成基金における研修 2. 国内外の先進林家等における研修 3. 林業短期大学等における研修	就業に必要な移転、その他の事前活動に必要な資金 ・就業の準備に必要な就業先調査旅費、滞在費 ・移転の費用 ・宿舍の敷金、礼金等 ・林業就業に必要な備品購入費用等
貸付限度額	1, 2は 1人月12万円以内 (7ヶ月以上の研修については月7万2千円以内) 3は 1人月4万円以内	1人120万円以内	1, 2は 1人月15万円以内 (7ヶ月以上の研修については月9万円以内) 3は 1人月5万円以内	1人150万円以内
償還期間	13年以内 (4年以内の据置期間を含む)	13年以内 (4年以内の据置期間を含む)	20年以内 (4年以内の据置期間を含む)	20年以内 (4年以内の据置期間を含む)
貸付利率	無利子	無利子	無利子	無利子

※認定事業主：「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条3項の認定をうけた者